

## 学校法人会計について

学校法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行い、教育研究活動により社会に有為な人材を育成することを目的とし、その収入の多くは学生生徒等の納付金や国や地方公共団体からの補助金で構成されている極めて公共性の高い公益法人です。

企業のように収益の獲得を目的とすることはできず、一般の企業に比べてより一層の永続性が望まれます。

以上のことから、学校法人会計の目的は、収支の均衡の状況と財政の状態を正しくとらえ、法人の永続的発展に役立てるにあり、その目的を達成するため、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）等を作成することになっています。

## 計算書類について

### ・資金収支計算書

当該会計年度に行った諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにし、支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。

### ・活動区分収支計算書

資金収支計算書に記載される資金収支を教育活動、施設整備等、他の活動に区分して記載するものです。

### ・事業活動収支計算書

当該会計年度の事業活動収支の内容を明らかにするとともに、基本組入額を控除した諸活動に対応する全ての事業活動収支の均衡状態を明らかにするものです。

### ・貸借対照表

決算日（年度末）における資産、負債、基本組入額および収支差額を明らかにし、学校法人の財政状態を表すものです。